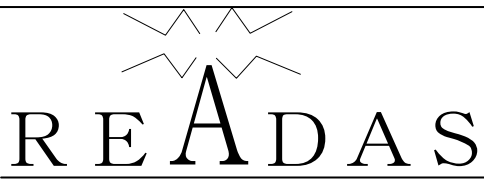


第 4439 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月 8日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産調書

Q：今年度の税制改正では、一定以上の海外財産を所有していると、調書を出さないといけないとか。どんな内容なのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

今年度の税制改正では、国外財産に係る申告漏れ等に対応するため、その年の12月31日に時価5千万円を超える国外財産を有している居住者には、翌年3月15日までに、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書の提出を義務付ける制度が創設されることとなっています。

適用は、平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書からとなります。

ただし、この制度が創設されても、積極的に調書が提出されるかどうかわからないため、次のような優遇措置と加罰措置が設けられています。

①優遇措置

国外財産調書に記載された国外資産に係る所得税又は相続税の申告漏れや無申告については、所得税又は相続税の5%相当額を控除した過少申告加算税又は無申告加算税が課せられる特例が設けられています。

②加罰措置

国外財産調書に記載がない国外資産に生じた所得に係る所得税について、申告漏れ又は無申告が把握された場合は、所得税の5%相当額を加算した過少申告加算税又は無申告加算税が課せられる特例が設けられています。

